

(6) 一般財団法人広島市都市整備公社

ア 団体概要

名 称	一般財団法人 広島市都市整備公社		
主 管 部 署	都市整備局 都市整備調整課		
沿 革	昭和 36 年 6 月 設立（詳細は次のページに記載）		
設 立 目 的	広島市の計画に即して、市行政との有機的連携の下に、都市の開発整備、各種都市施設の建設管理、生活環境の保全等の事業を行い、もって市民福祉の増進と広島市の発展に寄与することを目的とする。		
事 業 概 要	(1) 都市再開発及び地域開発に関する事業並びにこれに関連する事業 (2) 公用又は公共の用に供する施設の建設、取得、処分及び管理運営の受託 (3) 公共的施設等の建設、取得、処分及び管理運営 (4) 一般廃棄物の処理に関する事業 (5) 防災の知識及び技術の普及向上に関する事業 (6) その他公社の目的を達成するために必要な事業		
出資の状況	広島市 217,000 千円 (100.0%)		
組 織 体 制	<u>役員</u> の状況 (H24 年度末)		
	役員	うち市職員 (派遣含む)	うち市退職者
	12 名 (うち常勤 8 名)	1 名 (うち常勤 なし)	8 名 (うち常勤 8 名)
	<u>職員</u> の状況 (H24 年度末)		
	職員	うち市派遣職員	うち市退職者
	204 名 (うち常勤 144 名)	13 名 (うち常勤 13 名)	38 名 (うち常勤 21 名)

## 本団体の沿革

年月	内容
昭和 36 年 6 月	前身である「財団法人広島市開発公社」の設立（広島市及びその周辺地帯の地域特性に即応した開発事業に必要な土地の確保、造成その他関連事業を行い、市民福祉の増進と広島市の発展に寄与することを目的とする）
昭和 48 年 10 月	公有地拡大の推進に関する法律の規定に基づき「広島市土地開発公社」が設立されたため、用地買収、土地造成業務を同公社に移管し、学校施設の先行建築を新たに加えた
昭和 55 年 4 月	財団法人広島市開発公社を「財団法人広島市都市整備公社」に名称変更するとともに、寄附行為を全面改正し、より広範に広島市の都市基盤整備のための諸事業を推進するための体制を整えた
昭和 58 年 4 月	市有施設の補修業務を受託し、建設部を設置
昭和 61 年 4 月	下水道管きょ設計及び実施測量と団地処理場管理業務を合わせ、下水道部を設立
昭和 62 年 4 月	財団法人広島市下水道公社を設立、下水道部の業務を同公社に移管、下水道部を廃止
平成 2 年 4 月	市から土木工事を受託し、建設部の所管とする
平成 16 年 4 月	事業の減少により建築・設備・土木工事を市へ移管し、建設部を廃止 財団法人広島市下水道公社の廃止に伴い、維持管理部門の移管を受け下水道部を設置
平成 17 年 4 月	財団法人広島市防災センターの廃止に伴い、市有施設の消防用設備等点検業務等の移管を受け、防災部を設置
平成 18 年 4 月	監事室を廃止し、事務を経営管理課へ移管 市への業務移管に伴い、住宅営繕係及び西部浄化センターを廃止 市有施設の消防設備等点検業務の受託廃止に伴い、業務課を廃止 庶務課と駐車場課を統合し、駐車場管理課とした
平成 23 年 4 月	財団法人広島市環境事業公社との合併に伴い、一般廃棄物の処理に関する事業の移管を受け、環境事業部を設置
平成 25 年 4 月	「一般財団法人広島市都市整備公社」へ移行

イ 事業状況

(7) 貸借対照表

(単位：千円)

科目/年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
資産合計	6,121,228	8,373,619	8,259,820	8,044,034	7,922,629
流動資産計	4,748,071	6,922,493	6,854,177	6,431,174	6,342,546
うち現金預金	837,553	1,093,110	878,235	555,181	461,749
うち未収金	26,032	94,825	118,175	16,748	20,407
固定資産計	1,373,156	1,451,125	1,405,642	1,612,860	1,580,082
うち基本財産	5,000	5,000	5,000	217,000	217,000
うち特定資産	844,407	937,086	902,659	905,450	885,182
負債合計	5,425,263	7,696,798	7,584,027	7,845,333	7,753,026
流動負債計	4,795,884	6,958,957	6,806,290	6,431,207	6,326,928
うち未払金	841,072	1,164,957	862,457	462,344	359,033
正味財産合計	695,965	676,820	675,793	198,700	169,602
指定正味財産計	5,000	5,000	5,000	217,000	217,000
一般正味財産計	690,965	671,820	670,793	△18,299	△47,397

(イ) 正味財産増減計算書

(単位：千円)

科目/年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
経常収益	6,529,579	3,278,893	4,697,452	3,945,606	3,610,358
うち基本財産運用益	76	76	76	530	527
うち特定資産運用益	5,979	5,669	4,292	2,105	2,181
うち事業収益	3,760,303	352,773	2,454,979	737,683	711,126
うち市委託料	2,475,904	2,524,549	2,071,508	2,908,160	2,554,029
うち市補助金等	254,255	365,219	150,428	283,504	327,559
経常費用	6,608,055	3,297,530	4,702,281	4,058,763	3,640,152
うち事業費	6,349,123	3,006,138	4,465,188	3,756,381	3,319,718
うち管理費	258,932	291,392	237,092	302,382	320,434
当期経常増減額	△78,476	△18,637	△4,828	△113,157	△29,794
経常外収益	229	131	4,487	329	2,816
経常外費用	321	638	685	576,263	2,120
当期経常外増減額	△92	△507	3,801	△575,934	696
法人税、住民税及び事業税	-	-	-	-	-
当期一般正味財産増減額	△78,568	△19,144	△1,027	△689,092	△29,098

※出所「本団体 事業報告書」及び「本団体 決算報告書」を基に監査人作成

ウ 市財政関与の概要

(7) 補助金等

(単位：千円)

補助金等名	内容	H24 年度決算額	検出事項
広島市都市整備公社事業運営補助金	本団体の総合調整及び学校建設の事業に係る補助金	283,950	意見(7)
特定優良賃貸住宅供給促進事業家賃減額補助	民間の土地所有者が建設した賃貸マンションを本団体が借り上げ、所得が一定基準の範囲内の方に、市が所得に応じて家賃の一部を一定期間補助	24,244	—
リサイクル補助金	ごみの減量やリサイクル活動の普及促進事業に係る補助金	21,771	—
防災研修事業補助金	事業所の従業員等を対象に、防火・防災に関する知識・技術の習得等を目的として行う講習・研修の事業に対する補助金	21,837	—

(4) 委託料

(単位：千円)

委託業務名	内容	契約種別	H24 年度決算額	検出事項
広島港さん橋等管理運営	広島港さん橋（似島港さん橋、似島学園前さん橋を含む）、広島市営さん橋及び広島市草津岸壁の管理運営	特命随意契約	136,951	—
自転車等駐車場管理運営	市内 28 か所に設置している有料駐輪場の施設管理、一時利用の料金徴収事務及び登録利用に関する事務	指定管理 (公募)	362,098	—
自転車等放置防止対策	自転車などの駐輪指導、放置自転車などの撤去運搬	特命随意契約	159,755	—
市営住宅管理	市営住宅等の維持管理に関すること等	指定管理 (非公募) 特命随意契約	507,678	—
市立保育園補修	市立保育園(88 園)の維持補修等	特命随意契約	141,086	意見(エ)
一般廃棄物収集運搬	一般廃棄物の収集運搬及び処分その他業務	特命随意契約	778,406	意見(オ)
西部リサイクルプラザ管理運営	西部リサイクルプラザの受付案内業務や各保守点検業務、清掃業務など	特命随意契約	79,395	結果(7)
下水道施設維持管理	市内の下水処理場(小規模下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設) 18 か所の維持管理等	指定管理 (非公募) 特命随意契約	328,385	—
防災センター管理運営等	市総合防災センターの管理運営等に関する業務等	指定管理 (非公募) 特命随意契約	51,734	—
広島市特定優良賃貸住宅制度実施業務	特定優良賃貸住宅制度の実施事業者に対する指導等、制度の広報及び家賃設定に関する業務、入居者の資格審査に関する業務等	特命随意契約	8,537	—

(ウ) 貸付金 (単位：千円)

貸付等名	内容	貸付金	検出事項
学校建設資金貸付	市が学校施設を買い取るまでの間の資金	5,856,436	意見(イ)

(エ) 公有財産の使用許可又は貸付 (単位：千円)

場所	内容	形態	市貸付料相当額 (H24年度収入)	検出事項
鈴が峰駐車場 庚午南駐車場 (普通財産)	月極め駐車場	無償貸付 (ただし、収支差額 の1/2を市に納付)	6,175	意見(ウ)

※出所「本団体 事業報告書」及び「本団体 決算報告書」等を基に監査人作成

## エ 監査の結果

### (7) 業務委託における再委託承認手続の適切な実施について

#### 【現状】

市は、本団体に対して、「広島市西部リサイクルプラザ維持管理等業務」（以下、この項において「本業務」という。）を委託している。

本団体は、本業務に関して、受付案内業務、各保守点検業務及び清掃業務等を再委託している。

本業務に関して再委託する場合は、あらかじめ書面により市の承諾を得ることが、市委託契約約款において次のとおり規定されている。

#### 【広島市委託契約約款】（下線部分は監査人が付加）

（権利義務の譲渡制限等）

第4条 乙（受託者=本団体）は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲（委託者=市）の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、当該委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。

3 前項に規定するもののほか、乙は、業務の一部を次のいずれかに掲げる者に直接、委任し、又は請け負わせてはならない。

(1) 物品等に係る契約の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成9年9月12日施行）第6条第1項各号（第3項を除く。）、第6条の2第1項又は第6条の3第1項若しくは第2項（同要綱第6条の3第1項又は第2項の場合にあっては、同要綱第6条第1項第1号の規定に相当する部分に限る。）の規定その他これらに類する甲が定める要綱等の規定（これらに準じ又はその例によることとされる場合を含む。）により、本市競争入札参加資格の取消しを受けた者で、本市競争入札に参加することができない期間を経過しないもの

(2) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成8年4月1日施行）により指名停止の措置を受けた者で、その指名停止措置の期間が経過しないもの

4 乙は、前項各号に掲げる者以外の者に委託業務の一部を委任し、又は請け負わせた場合においては、当該一部の委託業務の全部又は一部、同項各号に掲げる者に再委任し、又は再下請させてはならない。

5 乙は、受任者又は下請負人を定めたときは、直ちに当該者の商号又は名称その他必要な事項を甲に通知するとともに、第3項各号のいずれかに該当する者がいないことの確認を受けなければならない。

※出所「広島市委託契約約款」から抜粋

本業務に係る再委託に関して、市において、承諾していることに関する書面等を確認することができなかった。また、本団体においても、書面による承諾を示す書面等を確認することができなかった。

本団体によると、業務の一部を再委託することを記載した予算書を市に提出しており、当該予算書が認められていることで再委託の承諾を得ているという認識とのことである。

### 【指摘事項】

再委託に関して、市は、本団体に対し、あらかじめ書面により承諾しておらず、契約に違反している。

予算書等で再委託することを双方合意していたとしても、その点に関して、契約書に定められていない以上、契約書における再委託の承諾に係る規定を満たしているとはいえない。

なお、業務の一部について再委託することを前提として本業務を本団体へ発注しているのであれば、市が前提としている再委託業務については、再委託する理由、再委託先に求められる能力及び再委託先の選定方法等について、発注時に本団体とあらかじめ合意しておき、それらの業務については、契約書又は仕様書に明記した上で再委託承認手を省略することは可能であると考ええる。

なお、想定されるリスクを踏まえ、市は、例外的に再委託を承認する場合、市は、次の事項に留意することが必要である。

- ・ 再委託を行う際の手続を受託者に遵守させること
- ・ 再委託を行う合理的理由、再委託先が適切な業務遂行能力を有しているか等を考慮し、慎重に審査すること
- ・ 再委託先の選定に当たり随意契約等競争性のない契約方式がとられる場合には、その適切性を審査すること
- ・ 再委託の承認後、受託者によって再委託先が適切に管理されるようモニタリングを行うこと

オ 監査の意見

(7) 補助事業に係る補助対象経費及び事業成果等の明確化について

【現状】

市は、財団法人広島市都市整備公社事業運営補助金（以下、この項において「本補助金」という。）を本団体に交付している。

予算要求資料を見ると、本補助金について、各支出科目ごとに積算されている。

また、変更が生じるときは、補助金の変更申請が行われ、市が承認している。

平成 24 年度における補助金交付申請に際し、添付されている事業計画書は、平成 24 年度の本団体全体の事業計画書と同一のものである。

添付されている収支予算書及び使途内訳明細書は、次のとおりである。

【平成 24 年度資金収支予算書】

(単位：千円)

収入	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	差引増減額 (A)-(B)	差引増減の主な理由
事業活動収入	328,448	298,904	29,544	
基本財産運用収入	526	526	0	
基本財産利息収入	526	526	0	
補助金等収入	308,457	280,754	27,703	人件費の増等に伴う補助金収入の増
広島市補助金収入	308,457	280,754	27,703	
負担金収入	10,417	11,053	△636	公益互助会の人件費の減に伴う給与負担金収入の減
給与負担金収入	10,417	11,053	△636	
特定資産運用収入	1,641	1,861	△220	運用金利の低下による減
特定資産利息収入	1,641	1,861	△220	
事業収入	2	2	0	
手数料収入	2	2	0	
雑収入	764	0	764	消費税還付金収入の増
雑収入	764	0	764	
他会計からの繰入金収入	6,641	4,708	1,933	
収益事業会計からの繰入金収入	6,641	4,708	1,933	繰入金収入増
投資活動収入	-	550	△550	車両売却予定なしによる皆減
固定資産売却収入	-	550	△550	
車両運搬具売却収入	-	550	△550	
財務活動収入	11,712,880	11,795,816	△82,936	みどり坂小学校建設費の減による借入金収入の減
借入金収入	11,712,880	11,795,816	△82,936	
短期借入金収入	11,712,880	11,795,816	△82,936	
合計	12,041,328	12,095,270	△53,942	

支出	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	差引増減額 (A)-(B)	差引増減の主な理由
事業活動支出	313,448	284,454	28,994	
管理費支出	313,448	284,454	28,994	退職手当等人件費の増
一般管理費支出	313,448	284,454	28,994	
財務活動支出	11,712,880	11,795,816	△82,936	みどり坂小学校建設費の減による借入金返済支出の減
借入金返済支出	11,712,880	11,795,816	△82,936	
短期借入金返済支出	11,712,880	11,795,816	△82,936	
予備費支出	15,000	15,000	0	
予備費支出	15,000	15,000	0	
予備費支出	15,000	15,000	0	
合計	12,041,328	12,095,270	△53,942	

※出所「資金収支予算書」を基に監査人作成

【使途内訳明細書】

(単位：千円)

区分	本年度予算額 A	Aの財源収入					
		給与負担 金収入 B	自己財源（繰入 金・事業資金・固 定資産売却収入） C	補助金収入 D	使途	B～D 以外の収 入	
事務局 一般管理	報酬支出	59,415	2,316	-	57,099	不課税	-
	給料支出	47,651	4,029	-	43,622	不課税	-
	職員手当等支出						
	通勤手当	2,828	25	265	2,538	特定	-
	その他	43,581	2,586	3,148	37,847	不課税	-
	職員厚生費支出	2,762	15	27	2,720	特定	-
	法定福利費支出	24,440	1,446	2,307	20,687	不課税	-
	退職給付費支出	93,132	-	-	93,132	不課税	-
	物件費（予備費込）	11,767,519	-	894	50,812	特定	11,715,813
	計	12,041,328	10,417	6,641	308,457		11,715,813

252,387 不課税

56,070 特定収入

※出所「使途内訳明細書」から抜粋

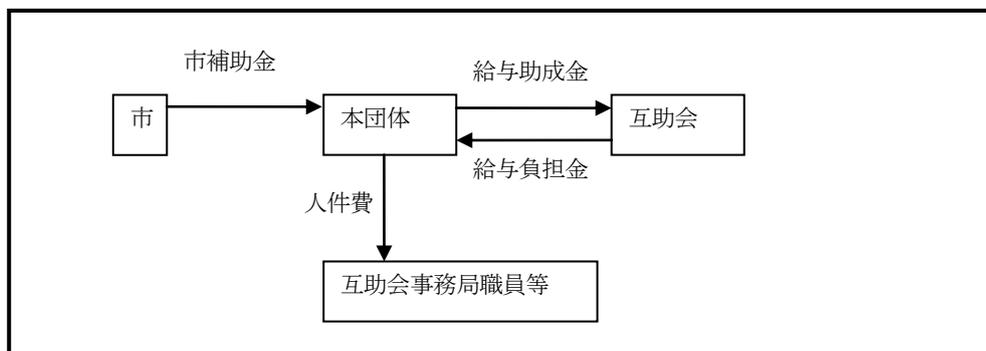
対象事業の支出に対応する財源の状況は、上記の資料及び予算要求資料を見る限り、人件費については、次のルールに基づき充当されているが、物件費については、資料から確認することはできなかった。

【人件費に関する財源充当のルール】

財源（収入）	⇒	充当される人件費（支出）
給与負担金収入	⇒	広島市公益法人等職員互助会事務局職員の人件費
自己財源	⇒	市派遣職員の人件費（勤勉手当等）
補助金収入	⇒	上記以外のプロパー職員及び市退職者等の人件費

給与負担金収入の財源は、給与補助金支出であり、それは本補助金を財源の全部又は一部としているため、上記「広島市公益法人等職員互助会事務局職員の人件費」についても実質的には本補助金を充当しているといえる。

【広島市公益法人等職員互助会事務局職員人件費に係る収入、支出の流れ】



市派遣職員の人件費（勤勉手当等）については、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の趣旨から、補助金を通じて市が負担することはできないことから、自己財源を充当していると考えられる。

なお、補助金交付申請を受け、市が補助金交付を決定する際の伺いには、本補助金の交付理由、交付される補助金の限度額及び交付の対象となる業務内容について、次のとおり記載されている。

#### 【補助金交付理由】

- |     |   |
|-----|---|
| 1   | 交付理由  |
|     | 財団法人広島市都市整備公社（以下「公社」という。）は、本市の計画に即して、市行政との有機的連携の下に、都市の開発整備、各種都市施設の建設管理等の事業を行い、もって市民の福祉の増進と広島市の発展に資することを目的として設立された団体である。 |
|     | この度、公社理事長から公社が行う公社事務の総合調整、学校建設に関する事業の経費に充てる補助金について、別添のとおり交付申請があったものである。   |
|     | については、申請に基づき事業計画書及び予算書その他書類について審査したところ、補助金を有効に活用するよう計画されており、適正なものであると認められるため、広島市補助金等交付規則第5条の規定に基づき、補助金を交付する。            |
| 2   | 交付限度額 308,457 千円<br>(使途内訳)  |
|     | (1) 人件費（報酬、給料、職員手当、職員厚生費、法定福利費及び退職給付費）<br>257,645 千円  |
|     | (2) 前記以外の経費（物件費）<br>50,812 千円   |
| 3   | 業務内容 平成24年度の公社事務の総合調整、学校建設に関する事業  |
| 4～6 | 略   |

※出所「H24.4.1 付け 財団法人広島市都市整備公社に対する平成24年度事業運営補助金の交付について（伺い）」から抜粋

また、補助金交付決定通知書には、補助金交付の条件として次のとおり記載されている。

#### 【補助金交付の条件】

- |          |   |
|----------|---|
| (1)      | この補助金は、財団法人広島市都市整備公社が行う公社事務の総合調整、学校建設に関する事業の経費に充てるものとし、その内訳は次のとおりとする。 |
|          | ア 人件費（報酬、給料、職員手当、職員厚生費、法定福利費及び退職給付費）<br>257,645,000 円                 |
|          | イ 前記ア以外の経費（物件費）<br>50,812,000 円                                       |
| (2)～(6)  | 略   |
| (7)      | この補助金の条件に違反したときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。                              |
| (8)～(11) | 略   |

※出所「H24.4.1 付け 財団法人広島市都市整備公社に対する補助金交付決定通知書」から抜粋

事業完了後平成 25 年 3 月 31 日付けで、本団体から「平成 24 年度補助事業等実施報告書」が提出されている。添付されている収支報告書の内容は次のとおりである。

【平成 24 年度収支決算書（補助金対象事業）】

(単位：千円)

収入		当初予算	収入済額
事業活動収入		328,448	302,930
	基本財産利息収入	526	527
	広島市補助金収入（事務局補助金収入）	308,457	283,950
	職員互助会給与負担金収入	10,417	10,453
	消費税還付預り金引当資産利息収入	1,641	391
	証明手数料収入	2	1
	消費税還付金収入	764	935
	雑入	-	18
	収益事業会計からの繰入金収入	6,641	6,651
投資活動収入		-	5,545
	事業資金積立資産取崩収入	-	2,764
	船舶売却収入	-	30
	車両運搬具売却収入	-	2,751
財務活動収入		11,712,880	11,712,873
	学校建設借入金収入	11,712,880	11,712,873
合計		12,041,328	12,021,349

支出		当初予算	支出済額
事業活動支出（一般管理費支出）		313,448	308,476
	報酬	59,415	52,921
	給料	47,651	45,891
	職員手当等	46,409	46,523
	職員厚生費	2,762	2,818
	法定福利費	24,440	24,776
	退職給付費	93,132	97,344
	賃金	2,372	4,080
	報償費	77	44
	旅費	233	161
	交際費	65	-
	消耗品費等	1,233	1,213
	燃料費	65	71
	食糧費	57	12
	修繕料	145	173
	通信運搬費	430	434
	手数料	580	58
	保険料	55	40
	委託料	1,098	734
	使用料及び賃借料	13,147	13,269
	備品購入費	-	-
	負担金	2,577	2,638
	補助金	10,417	10,453
	利子	2,780	1,656
	公課費	4,308	3,154
財務活動支出		11,712,880	11,712,873
	短期借入金返済（償還金）	11,712,880	11,712,873
予備費支出		15,000	-
	予備費	15,000	-
合計		12,041,328	12,021,349

※出所「補助事業等実施報告書」及び「本団体 予算差引簿」を基に監査人作成

学校建設事業に係る借入金に関する支出を除き、上記収支決算に係る支出を見ると、役職員人件費（28名分の報酬、給料、職員手当等、福利厚生費及び職員厚生費）が最も多く、約1億7,000万円と支出（一般管理費支出）の56%を占めている。次に、職員6名及び非常勤職員3名分の退職手当及び退職報奨金が約9,700万円（31%）となっており、人件費の総額は、一般管理費支出の9割弱を占めている。

事業報告書には、事業の実施状況として、事業費（最終予算額及び決算額）及び事業の実施内容（件数等）が記載されている。しかし、事業の成果に関する記載はない。

地方自治法第232条の2において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされている。また、行政実例において、その「公益上必要かどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、この認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない。」とされている。

交付規則においても、交付対象は「市長が公益上必要と認める事務又は事業」であり、交付の決定に際しては、「補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し」なければならないと、次のとおり規定されている。

#### 【広島市補助金等交付規則】（下線は監査人が付加）

（交付の対象）

第2条 補助金等は、市長が公益上必要があると認める事務又は事業を行なう者に対して、予算の範囲内において、その施行に必要な経費の全部又は一部について交付する。

（責務）

第3条 市長は、補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

2 補助事業者等（補助事業等（補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）は、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を行うように努めなければならない。

（交付の申請）

第4条 補助金等の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、補助事業等の実施前50日までに市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第5条 市長は、前条の規定による補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査等により、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付を決定することができる。

3 市長は、第1項の規定による調査により、補助金等を交付することが不適当と認めるときは、速やかに補助金等を交付しない旨の決定をするものとする。

※出所「広島市補助金等交付規則」から抜粋

平成8年10月に市財政局財政課が作成している「予算事務の手引」において、予算執行事務に関する負担金、補助及び交付金の支出の取扱いについて、負担金及び補助金等の支出伺いのチェックポイントが次のとおり示されている。

### 【負担金及び補助金等の支出伺いのチェックポイント】

- 5 負担金、補助及び交付金の支出の取扱い  
(3) 負担金及び補助金等の支出伺いのチェックポイント  
次の項目が記載され、内容は適切であるか。
- ① 事業の公益性の説明
  - ② 事業内容及び事業費の説明
    - ア 単価、数量等適正な事業費であるか。
    - イ 補助金が有効に使用されるように計画されているか。
    - ウ 事業内容に市が実施している施策と重複あるいは競合しているものはないか。
- <以下 省略>

※出所「予算事務の手引」(平成8年10月 市財政局財政課) から抜粋

### 【課題】

補助金交付の決定に係る伺いには、「申請に基づき事業計画書及び予算書その他書類について審査したところ、補助金を有効に活用するように計画されており、適正なものであると認められるため、広島市補助金等交付規則第5条の規定に基づき、補助金を交付する。」と記載されている。

市が作成した補助金交付指令書には、「この補助金は、財団法人広島市都市整備公社が行う公社事務の総合調整、学校建設に関する事業の経費に充てるもの」と記載されている。

しかし、補助金交付の決定に係る伺いにおける交付理由を見ても、「公社が行う公社事務の調整及び学校建設に関する事業」に対する補助の公益性や事業等の目的(公社事務の調整が何を目的とするのかなど)が不明確であり、公社事務の調整の具体的内容も不明であることから、客観的に見て「公益上必要と認める」かどうかの判断根拠が不明確であると考ええる。

例えば、広島市公益法人等職員互助会(以下、この項において「公益互助会」という。)に対する助成金が補助対象経費とされている。この公益互助会は、市設立公益的法人等の職員を対象に、市職員に対する一般財団法人広島市職員互助会と同様の福利厚生に関する事業を行っている任意団体であり、事務局事務は公益互助会から委嘱を受けた本団体の職員が行っている。

公益互助会は、主に、事業主負担収入と会費収入を財源に給付等事業を行っている。財務状況を見ると、特定資産約9,000万円を含む1億5千万円余の正味財産を有している。

公益互助会に対する助成金が、「公社事務の総合調整」に当たるとしても、公益互助会の福利厚生事業はあくまで法定外の福利厚生であること、公益互助会の財務状況等を総合的に勘案し、補助対象経費とするかは、公益上の必要性等を十分検討する必要があると考ええる。

また、本団体の常勤監事のうち2名は、他の市設立公益的法人の監事に就任している。この常勤監事の業務補助のため、本団体職員が4名従事しており、これら職員の人件費も補助対象経費とされている。

しかし、財団法人広島市都市整備公社寄附行為、平成25年4月1日以後の一般財団法人広島市都市整備公社定款、事業計画書及び事業報告書において、このように他団体の監事業務補助を行う旨の記載はない。

こうした中で、2名の監事及び4名の監事補助業務従事職員の人件費は全て本団体が負担している。そして、その経費は全額が補助対象経費となっている。

市によると、本団体以外の監事及び監事補助業務を補助対象とすることについて、「市の公益的法人における監事は、従前、市の収入役、会計室長等が就任（非常勤）していたが、昭和58年に市の施策として事業の効率化や内部監査機能の充実を図るために、設立時期が早く、事業規模及び組織等において公益的法人の中核をなしている本団体に常勤監事を置くこととし、他の団体の監事にも就任（非常勤）することとなった。監事の補助者も同様の趣旨で設置され、本団体が市の公益的法人の監査を行うことが前提となって現在の仕組みが成り立っている。こうしたことから、監事の補助業務のうち本団体以外の公益的法人に関する業務に対する本団体職員の人件費についても、公社事務の総合調整の経費として位置付けている。」とのことである。

しかし、寄附行為又は定款に業務が位置付けられていないことなどから、客観的に見て、交付の条件における「公社が行う公社事務の総合調整」に係る経費とすることは困難であると考ええる。

補助金とは、「特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に、対価なくして支出するもの」であるから、その内容等については、透明性の確保が求められる。

補助金は公益上必要がある場合に交付できるものである。また、その対象となる経費にも公益上の必要性が求められる。さらに、地方自治法第2条第14項にあるとおり「最少の経費で最大の効果」を挙げるようにする必要がある。

しかし、補助金交付申請及び事業報告における収支予算書及び決算書を見ても、事業別支出科目別の財源内訳は明確にされておらず、補助対象経費と対象外経費が判別できない。

事業計画書及び事業報告書を見ると、活動内容は記載されているが、活動の結果、どのような成果があったかについては記載されていない。

この記述内容では、補助金の充当状況の検証及び具体的な費用対効果を検証することは困難であると考ええる。

#### **【改善案】**

市は、本補助金の交付に当たり、補助の目的、充当できる経費及び補助率を明確にすることが望まれる。

また、事業計画書には、具体的な実施内容や数値目標等について記載するとともに、事業報告書には、事業の成果や目標の達成状況及びその分析結果等も記載するよう本団体に対して指導することが望ましい。

(イ) 学校建設に係る本団体への貸付方法の見直しについて

【現状】

市は本団体に対して、学校建設に係る資金を年度初めに貸し付け、本団体は、年度末に全額を返済している。返済資金の確保のため、本団体は、民間金融機関から一週間程度資金を借り入れ、その資金を財源として年度末に市に返済し、年度初めの市からの借入金により、民間金融機関に返済している。

この単年度貸付は、繰り返し実施されてきている。

また、民間金融機関に支払う借入金の利息及び契約に係る収入印紙等の経費は、全て市からの補助金で賄われている。

【課題】

平成 23 年度の本市包括外部監査における意見では、次のとおり述べられている。

【平成 23 年度包括外部監査における単年度融資に対する意見】

【単年度融資について】

地方公共団体では第三セクター等の支援のために、短期貸付を反復かつ継続的に行うことがある。このような短期貸付金は、実質的には広島市からの長期の貸付けが行われているとみなされるべきものである。また、広島市の会計年度末の財政状態を適正に表示するためには、このような単年度融資は本来長期貸付けにより対応すべきものであると考える。この点、技術的な助言にとどまるものの、総務省より以下の通知が出されており、広島市においても早期の対応が望まれる。

第3 存続する第三セクター等の指導監督等

4 公的支援の考え方

(3) 第三セクター等に対する短期貸付を反復かつ継続的に実施する方法による支援は、安定的な財政運営及び経営の確保という観点からは、本来長期貸付け又は補助金の交付等により対応すべきものであり、当該第三セクター等が経営破たんした場合には、その年度の地方公共団体の財政収支に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、早期に見直すべきである。

※出所「広島市平成 23 年度包括外部監査報告書」から抜粋

今回の監査において、単年度融資の繰り返しのため、民間金融機関からの借入れが発生し、その利息等、長期貸付としていけば不要であった経費が発生していることがわかった。

借入金額が 50 億円を超えているため、その額は、平成 24 年度で借入金利息 1,656 千円、借入に係る収入印紙 1,150 千円の計 2,806 千円であり、これは全額市からの補助金によって賄われている。

市から見ると、現在の方式では、年間 360 日ほど本団体に対して資金が貸し付けられているが、長期貸付としても 365 日又は 366 日となるだけであり、上記補助金額と比較すると、市の機会損失額は少なくなると考える。

【改善案】

単年度融資の繰り返しといった方式は、早急に廃止することが望まれる。また、今後、同様の資金貸付の必要がある場合は、最初から長期貸付とすることが望ましい。

なお、市によると、平成 25 年度末をもって本貸付は解消される予定とのことである。

(ウ) 駐車場運営に係る公有財産貸付の検証及び見直しの検討について

【現状】

本団体は、市から土地及び設備（設備は鈴が峰のみ）を無償で借り、2箇所の駐車場を運営している。その概要は次のとおりである。

【本団体が市からの貸付を受け運営する駐車場の概要】

	鈴が峰駐車場施設	庚午南駐車場
場所	広島市西区鈴が峰町	広島市西区庚午南一丁目、二丁目
駐車場整備の経緯	<p>鈴が峰地域については、駐車場が不足し、市内でも指折りの路上不法駐車が多い地区であったため、昭和57年頃から、地元より駐車場整備の要望が強く行われてきた。</p> <p>一方、当該土地については、西広島バイパス鈴が峰トンネルの上部にあり、建築物の建設用地に適さず、具体的な利用計画がないままであったことから、暫定的な駐車場として整備することとした。</p>	<p>庚午南駐車場敷地となっている土地は、昭和43年に草津庚午新開の埋立てにより広島市が取得した土地であるが、取得後、利用方法について検討したが、長期間にわたり未利用地となっていた。</p> <p>当該土地周辺の道路は、駐車場の不足等から夜間の路上駐車が多く、地元から駐車場の整備を望む声が強かったことから、平成5年に、財団法人広島市都市整備公社（以下「公社」という。）の月極め駐車場として整備（公社が駐車場整備費を銀行借入により実施）することとした。</p>
管理運営に関する経緯	<p>駐車場の管理運営については、「市営住宅附設駐車場：隣接する市営住宅の附設駐車場とした場合、利用者が市営住宅入居者に限定され、地元の要望に対応できない。」「市営駐車場（駐車場法に基づく駐車場）：広島市駐車場整備地区の指定区域外であり、指定区域から重点的に整備する予定なので、当面整備する予定がない（また、不特定多数を対象とした時間貸しの市営駐車場には馴染まない。）」等の検討の結果、受託及び直営で多数の駐車場経営を手がけ、豊富な経験を有していること等から、財団法人広島市都市整備公社（以下「公社」という。）による管理運営が適切であるということで、公社に依頼することにした。</p>	<p>駐車場の管理運営については、「市営住宅附設駐車場：隣接する市営庚午南住宅（管理戸数418戸）の附設駐車場とした場合、利用者が市営住宅入居者に限定され、地元の要望に対応できない。」「市営駐車場（駐車場法に基づく駐車場）：広島市駐車場整備地区の指定区域外であり、指定区域から重点的に整備する予定なので、当面整備する予定がない（また、不特定多数を対象とした時間貸しの市営駐車場には馴染まない。）」等の検討の結果、受託及び直営で多数の駐車場経営を手がけ、豊富な経験を有していること等から、公社による管理運営が適切であるということで、公社に依頼することにした。</p>
貸付面積等	4,600.17㎡（参考）駐車区画162台	2,032.35㎡（参考）駐車区画61区画
契約日	平成4年6月16日	平成5年9月1日
貸付条件（当初）	<p>駐車場経営を公社に依頼するに当たり、土地を時価売却又は通常の貸付料を課することとした場合、採算性の問題から経営が困難となるため、剰余金（総収入から総支出を控除した額）があったときは、これを貸付料として、市に支払わせるものとした上で、無償貸付することにしてきた。</p>	
その他	平成5年度から平成23年度までの経営状況をみると、平均収入約1,420万円、平均支出約530万円、市収入額は約890万円となっている。	平成6年度から平成23年度までの経営状況をみると、平均収入約840万円、平均支出約520万円、市収入額は約320万円となっている。

※出所「市資料」を基に監査人作成

平成 23 年度までは収支差額（ただし、前年度分の収支差額）を貸付料として市に納入していたが、平成 24 年 3 月 23 日付けで変更契約が結ばれ、平成 24 年度納入分から市への納入額は収支差額の 2 分の 1 となっている。

この変更契約書の締結に係る伺いには、その理由等が次のとおり記載されている。

**【貸付契約変更の理由】**

(1) 内容	平成 24 年度から、剰余金が生じたときは、その額の 2 分の 1 の額を市に支払わせるものとする。
(2) 理由	<p>公社は、国の公益法人制度改革に伴い、平成 25 年 4 月に一般財団法人への移行を予定しているが、このたびの制度改革においては、新法人は、純資産額が 2 期連続して 300 万円未満となると解散しなければならない。</p> <p>公社は、平成 23 年 4 月に類似の業務を行っている旧財団法人広島市環境事業公社（負債：約 5 億 900 万円）を吸収合併したため、平成 24 年度以降純資産額 300 万円以上を維持することが困難な状況となった。</p> <p>このため、公社の事業所の敷地である市有地を現物出資することにより、新法人へ移行するために必要な純資産額を確保するとともに、将来においても、純資産額 300 万円以上を維持するため、自主財源の確保等収益の改善を図っていく必要がある。</p> <p>このような状況のもと、公社からの変更契約の依頼書が提出されたものであり、公社の今後の経営状況を考慮するとやむをえないと判断されるため、別紙案のとおり契約を変更するものである。</p>
(3) 根拠規定等	広島市財産条例第 5 条第 1 項第 2 号、及び広島市財産事務取扱要領第 3-6 により準用する同要領第 3-2-(3) の特別措置を適用し、貸付料を無償とする。ただし、無償の附帯条件として、剰余金があったときは、その 2 分の 1 を市に支払わせるものとする。

※出所「鈴が峰駐車場施設の(財)広島市都市整備公社への無償貸付契約について」  
H24. 3. 23 付け決裁文書から抜粋

市に提出された収支状況報告は、次のとおりであり、平成 24 年度に係る借地料として、鈴が峰分 3,555,105 円、庚午南分 2,620,239 円を支払うこととされている。

**【平成 24 年度 鈴が峰駐車場収支報告】**

(単位：円)

区分	金額	備考
① 賃貸事業収入	11,938,022	*賃料収入
② 手数料収入	9,450	*車庫証明手数料
③ 敷金預り金収入	764,400	*新規契約に伴う敷金の預入
④ 雑収入	9,923	*パスカード再発行料
⑤ 敷金引当資産取崩収入	529,200	*解約に伴う敷金の返還
収入額計 (A)	13,250,995	①+②+③+④+⑤
⑥ 事業費支出	4,250,283	*人件費 (プロパー0.27 名分) 2,126,531 円 *委託料 (清掃、巡回監視等) 944,160 円 *その他 (公課費等) 1,179,592 円
⑦ 預り金支出	529,200	*敷金預り金支出 (解約に伴う敷金の返還)
⑧ 特定資産取得支出	764,400	*敷金引当資産取得支出 (新規契約に伴う敷金の預入)
⑨ 一般会計への繰入金支出	596,901	*賃貸事業収入の 5% を管理費に充当
支出額計 (B)	6,140,784	⑥+⑦+⑧+⑨
借地料 (C) = {(A) - (B)} × 1/2	3,555,105	←平成 24 年度の剰余金の 2 分の 1 の額
収支差額 (D) = (A) - (B) - (C)	3,555,106	←平成 24 年度の収支差額

注) 上記表中の金額は、決算額である。

※出所「平成 24 年度・鈴が峰駐車場の収支状況について」を基に監査人作成

上記⑥事業費支出の明細は、次のとおりである。

【鈴が峰駐車場運営に係る事業費支出明細】

(単位：円)

科目	内容	H24 年度 決算額	備考
人件費	0.27 人分	2,126,531	1 名分人件費を按分
委託料	清掃、巡回監視	944,160	清掃 (公益社団法人広島市シルバー 人材センター) 285,600 円 巡回監視 (地元団体) 420,000 円 機械保守点検 (点検業者) 238,560 円
消耗品費	パスカード等	251,703	
光熱水費	電気代	101,197	
修繕料	タイマー修理	12,600	
通信運搬費	切手 (郵送料)	15,000	
手数料	口座振替手数料等	183,888	
保険料	施設等保険料	33,650	
使用料賃借料	公民館研修室使用料	3,600	
公課費	消費税	497,008	
貸倒引当金繰入	貸倒引当金繰入	80,946	

※出所「本団体 予算差引簿」を基に監査人作成

【平成 24 年度 庚午南駐車場収支報告】

(単位：円)

区分	金額	備考
① 賃貸事業収入	7,709,181	*賃料収入
② 手数料収入	2,800	*車庫証明手数料
③ 雑収入	10,070	*無線機の再貸与、利息収入
④ 敷金預り金収入	216,000	*新規契約に伴う敷金の預入
⑤ 敷金引当資産取崩収入	216,000	*解約に伴う敷金の返還
収入額計 (A)	8,154,051	①+②+③+④+⑤
⑥ 事業費支出	2,096,463	*人件費 (プロパー0.1 名分) 805,273 円 *使用料及び賃借料 (ゲート装置等借上料) 705,600 円 *その他 (公課費等) 585,590 円
⑦ 預り金支出	216,000	*敷金預り金支出 (解約に伴う敷金の返還)
⑧ 特定資産取得支出	216,000	*敷金引当資産取得支出 (新規契約に伴う敷金の預入)
⑨ 一般会計への繰入金支出	385,109	*賃貸事業収入の5%を限度額として管理費に充当した額
支出額計 (B)	2,913,572	⑥+⑦+⑧+⑨
借地料 (C) = { (A) - (B) } × 1/2	2,620,239	←平成 24 年度の剰余金の2分の1の額
収支差額 (D) = (A) - (B) - (C)	2,620,240	←平成 24 年度の収支差額

注) 上記表中の金額は、決算額である。

※出所「平成 24 年度・庚午南駐車場の収支状況について」を基に監査人作成

上記⑥事業費支出の明細は、次のとおりである。

**【庚午南駐車場運営に係る事業費支出明細】**

(単位：円)

科目	内容	H24 年度決算額	備考
人件費	0.1 人分	805,273	1 名分人件費を按分
委託料	清掃	45,045	清掃(公益社団法人広島市シルバー人材センター)
消耗品費	事務用品	49,848	
光熱水費	電気代	8,804	
修繕料	外灯修理	6,300	
手数料	口座振替手数料等	76,385	
保険料	施設等保険料	5,720	
使用料賃借料	ゲート管理装置賃借	705,600	
備品購入費	ノートパソコン	52,500	H25. 2. 15 伺い
公課費	消費税、固定資産税等	340,988	

※出所「本団体 予算差引簿」等を基に監査人作成

**【課題】**

駐車場の設置に係る文書によると、当初は、市営住宅附設駐車場又は市営駐車場として経営できないため、市の代わりに本団体が経営することとし、収支差額の全額を市に納入することで、本団体は、必要経費以上の収入を得ることはなかった。

しかし、貸付契約変更後の平成 24 年度以降、市は、市有地を無償で貸し付けた上で、本団体における収支差額の 2 分の 1 を市に支払わせている。本団体は、駐車場の経営により、2 駐車場で約 600 万円の収入を得ている。

このように、平成 23 年度までと平成 24 年度以降では、収支差額の取扱いが変更されており、貸付契約の変更理由を見ると、当該変更は、本団体の経営改善を目的としている。

さらに、各賃貸収入の約 5% (約 100 万円) を管理費として、本団体の一般会計に繰り入れている。前述の収入(ただし、前年度分)も一般会計に繰り入れられており、計約 650 万円が一般会計に繰り入れられていることになる。

この収入は、本団体の事業別収支内訳を見ると、一般会計における事務局経費の財源に充てられている。

市によると、補助金を直接の財源とすることができない市派遣職員の勤勉手当等に充てられているとのことである。

これらのことから、2 駐車場について、無償貸付を行い、収支差額の 2 分の 1 を本団体の自主財源とすることは、実質的に見ると、本団体に対する市からの財政的支援であるといえる。

また、市の説明によると、この収入の用途については、本団体への指導調整を通じて確認しているとのことであるが、貸付契約の変更や収支差額を市に納入させる際の伺いには、市が当該収入の用途等を確認している旨の記載はない。

**【改善案】**

上記のとおり、2 駐車場の経営に伴う本団体の収入は、実質的に市からの財政的支援の側面があり、市は、公益上の必要性の観点から、支援の必要性や用途について検証することが望まれる。

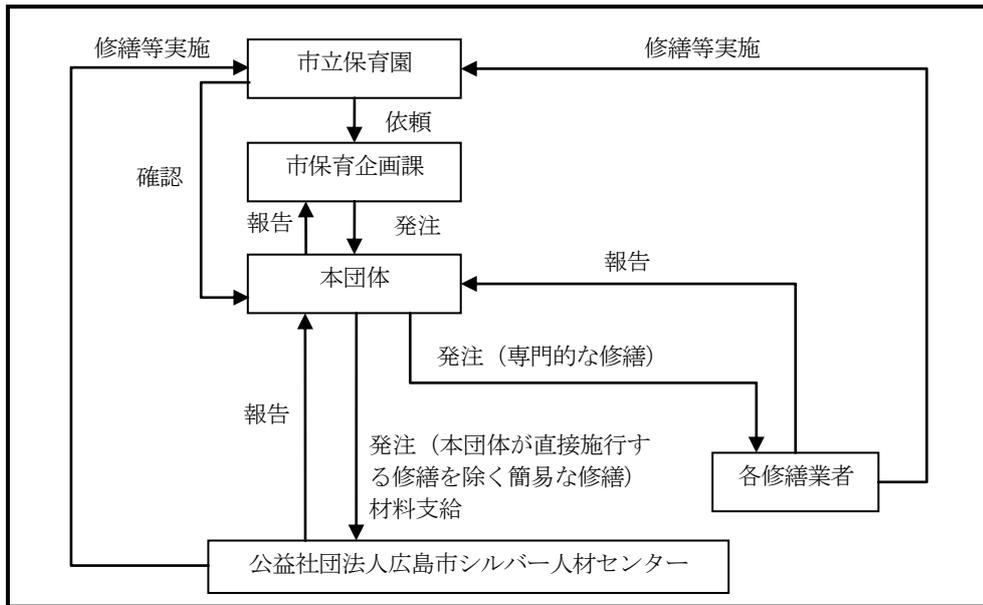
なお、駐車場については、暫定的な利用方法といいながらも、既に 20 年が経過しているため、市は、駐車場周辺の状況や利用状況、民間業者の状況等を踏まえた上で、貸付方法及び相手方の見直しについても検討することが望ましい。

(I) 保育園維持補修等業務に係る委託業務内容等の明確化及び業務完了時の提出書類の見直しについて  
【現状】

市は、本団体に対し、市立保育園の維持補修等業務（以下、この項において「本業務」という。）を委託している。本業務の流れは次のとおりである。

なお、市は、市立保育園（指定管理者による管理を除く 88 園）を運営しており、その維持補修の処理件数は、年間 2,700 件になっている。

【広島市保育園維持補修等業務（本団体への委託業務）の流れ】



※出所：市担当部署からのヒアリング結果を基に監査人作成

各市立保育園から市保育企画課が依頼を受け、依頼内容等により、予定価格が 100 万円未満となることが見込まれる場合、本団体に発注している。

本団体は、直接施行する修繕を除く簡易な修繕に関しては、公益社団法人広島市シルバー人材センターに依頼し、専門的な修繕に関しては、事前に本団体に登録している業者に発注している。

修繕等が実施されると、依頼した各市立保育園が確認し、本団体が市保育企画課に報告することで完結している。

市から本団体に対して委託している維持補修等業務の内容及び委託理由等は次のとおりである。

【保育園維持補修等業務に係る委託伺い（抜粋）】

- 1 委託内容  
保育園の維持補修等業務（別紙契約書案のとおり）
- 2 委託理由  
公立保育園は、市内全域に所在し、質的にも量的にも多くの補修等業務が必要となっている。この広範囲にわたる多数の補修等業務を行うため、財団法人広島市都市整備公社に委託する必要がある。
- 3 委託先  
財団法人 広島市都市整備公社

#### 4 契約方法

(1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とする。

－理由－

##### 【中長期的な施設維持管理の視点を踏まえた維持補修】

当該業務は、施設が壊れた場合に、単に修繕するだけでなく、故障原因の究明、修繕方法の決定、場合によっては、設備の更新等、中長期的な視点も踏まえた総合的な判断が必要とされるため、市の計画に即し、市行政と有機的な連携の下、業務を実施する必要があるが、財団法人広島市都市整備公社はこうした要請に対応することができる。

##### 【園児の安全等に配慮した上での維持補修】

保育園は、乳幼児を預かる児童福祉施設であることから、その維持補修を行う際には、園児の安全面での最大限の配慮や、保育実施に支障とならないような様々な配慮が必要となるが、財団法人広島市都市整備公社はこうした保育園の諸事情を理解しており、柔軟かつ適切に対応することができる。

##### 【効率的な業務執行】

当該業務は、事前の見積りができない突発的で緊急の処理が必要なことの多い維持補修であり、また、年間処理件数は、約2,700件余りもあり、膨大な事務量となるが、こうした業務の特性に対して、財団法人広島市都市整備公社がノウハウを生かした機動的な対応を行うことで安価で効率的な業務執行が可能となる。

以上のことから財団法人広島市都市整備公社と随意契約を締結することとする。

(2) 契約に当たっては、相手方から見積書を徴し、その額が予定価格の範囲内であれば契約を締結するものとする。

(3) 予定価格は別途定める。

※出所「平成24年度『広島市保育園維持補修等業務』の委託及びこれに伴う経費の支出について（H24.3.26決裁）」から抜粋

また、委託内容等に係る契約書の記述は次のとおりである。

#### 【委託契約書】（下線部分は監査人が付加）

（委託業務の範囲）

第3条 委託業務の範囲は、広島市保育園の維持補修等業務その他甲（委託者）が必要とする業務とする。

（再委託等の禁止）

第5条 乙（受託者）は、委託業務を第三者に行わせてはならない。ただし、委託業務の執行にあたり、直接処理することが困難な場合、又は外注処理が効果的な場合等において、甲が認める委託業務については、この限りではない。

（指示等）

第12条 乙は、甲の指示に基づいて補修等の業務を行い、業務が完了したときは甲が選定した検査員の検査を受けなければならない。

※出所「広島市保育園維持補修等業務 委託契約書」から抜粋

#### 【課題】

本委託契約に係る契約書について、委託業務の内容が、「広島市保育園の維持補修等業務その他市が必要とする業務」としか記載されておらず、実際に本団体が行っている具体的な業務内容が記載されていない。

市財政局契約部が平成12年3月に作成している「契約事務の手引」には、委託に当たっての基本事項及び業務委託の事務手順が次のとおり示されている。

【委託に当たっての基本事項及び業務委託の事務手順】（下線は監査人が付加）

- 3 委託に当たっての基本事項
- (1) 委託に当たっての効果をあげるためには、事前にその目的と効果を十分分析し、それに即して委託内容の範囲、委託先、委託料、委託の条件等を検討する必要がある。委託が成果をあげるか否かは、事前の検討いかんによって大きく左右されるものである。
- 検討の項目を例示すると次のとおりである。
- ① 委託の対象となる業務の内容（範囲）
  - ② 委託料の額
  - ③ 委託期間
  - ④ 委託先の決定方法
  - ⑤ 委託の効果等
- (2) 委託には、市の有していない専門的な技術を有している者等に事務事業の処理を委ねることにより、事務事業の質的向上及び経費の効率化を図ることができるという利点がある。
- しかし、全て受託者に任せてしてしまい形式的に検査及び監督を行うのみといった実施方法をとるならば、この委託の有する利点を十分に生かすことができなくなるおそれがある。
- 委託の有する利点を十分に生かすための基本的注意事項を例示すると次のとおりである。
- ① 民間のもつ専門的な能力、技術又は高い生産性を生かし、業務の質的向上、経費の効率化を図ること。
  - ② 適正な契約の履行の確保を図る（法第 234 条の 2）ため、契約方法の決定、業者の選定は慎重かつ公正に行い、履行確認のために必要な監督又は検査を十分に行うこと。
  - ③ 市と受託者との権利義務関係、業務の内容をできる限り詳細かつ明確に契約書又は仕様書に記載すること。
  - ④ 委託をすることにより、公正な取扱いを損なったり、責任の不明確化を招くようなことがないこと。
  - ⑤ 業者任せにし、業務に対する専門的知識、技能に乏しくなるようなことがないこと。
  - ⑥ 個人のプライバシーの保護、職務上知り得た秘密の保持の遵守に意を払うこと。
- 4 業務委託の事務手順
- (1) 仕様書の作成
- ① 仕様書は、本市にとっては予定価格算定に当たっての基礎となるものであり、相手方にとっては入札価格算定に当たっての基礎となるものであるため、業務内容の細部にわたって具体的な内容とし、業務に必要な事項はすべて盛り込まなければならない。

※出所「契約事務の手引」（平成 12 年 3 月 市財政局契約部作成）から抜粋

随意契約理由にあるとおり、市は、広島市立保育園の維持補修に関して、「中長期的な施設維持管理の視点を踏まえた維持補修」、「園児の安全等に配慮した上での維持補修」及び「効率的な業務執行」ができる唯一の者として、本団体に委託している。

また、上記「契約事務の手引」に記載されているとおり、仕様書には業務に必要な事項はすべて盛り込む必要がある。

したがって、作業方法や作業上の注意事項を含めた業務内容について、契約書又は仕様書に具体的に記載することが必要であると考えます。

さらに、契約上、市が、本団体から受け取っているのは、委託料の執行状況、資金計画及び精算書等委託料に関するものであり、業務の実施に関する報告がない。

確かに、業務の実施状況については、本団体から適宜修繕発注状況のリスト等を入力しており、業務の実施状況について把握する手段はある。

しかし、随意契約理由にあるとおり、「単に修繕するだけでなく、故障原因の究明、修繕方法の決定、場合によっては、設備の更新等、中長期的な視点も踏まえた総合的な判断が必要とされるため、市の計画に即し、市行政と有機的な連携の下、業務を実施する必要があるが、財団法人広島市都市整備公社はこうした要請に対応することができる」のであれば、本業務を通じて把握した、中長期的な視点を踏まえた総合的な判断を行うに資する情報提供、報告又は提案といったことも期待できる。

**【改善案】**

市は、作業方法や作業上の注意事項を含めた業務内容について、できる限り詳細に契約書又は仕様書に明確に記載することが望まれる。

また、具体的な業務の実施に関する報告を求めるとともに、中長期的な視点を踏まえた総合的な判断を行うに資する情報を市が得ることができるよう、費用対効果を勘案の上、本業務に関する実施報告書を契約上の必要な書類として位置づけることが望ましい。

(オ) 一般廃棄物の収集運搬及び処分その他業務に係る適切な予定価格の設定及び適切な精算の実施について

【現状】

市は、「一般廃棄物の収集運搬及び処分その他業務」を特命随意契約で本団体に業務委託している。

本団体との業務委託契約に係る経緯は次のとおりである。

【本契約の経緯】

日付	市の手続	内容
H24. 3. 28	契約方法及び契約の相手先の決定	平成 24 年度一般廃棄物の収集運搬及び処分その他業務を、特命随意契約で本団体に委託することを決定。
H24. 3. 29	予定価格の決定	環境局長決裁で予定価格を決定。 予定価格：820,404,000 円
H24. 3. 30	見積書の入手	本団体から見積書を入手。 見積金額：820,404,000 円（予定価格と同額。）
H24. 4. 1	契約	契約締結。 契約金額：820,404,000 円

※出所「市作成資料」を基に監査人作成

この特命随意契約に当たっては、平成 24 年 3 月 28 日に環境局物品売買等競争入札参加者等指名委員会の審査を受けている。その際、随意契約とする理由書において、特命随意契約で本団体に業務委託する理由が次のとおり記載されている。当該理由により、13 種の業務を一括の契約で業務委託している。

【随意契約とする理由】

件名	一般廃棄物の収集運搬及び処分その他業務
契約期間	平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで
所要経費	820,404,000 円
業種等	廃棄物の収集・運搬・処理、浄化槽の清掃・保守点検
内容	(1) 環境事業管理業務 (2) 中・東区普通ごみ及び似島ごみ収集運搬その他業務 (3) 河川清掃及び金輪島ごみ収集運搬業務 (4) 不燃ごみ集積施設搬入車両の監視及びごみ計量業務 (5) 広島市西部リサイクルプラザ及び広島市北部資源選別センターごみ計量その他業務 (6) 広島市西部リサイクルプラザ維持管理等業務 (7) 街路ごみ容器等のごみ収集運搬業務 (8) 玖谷埋立地埋立処分その他業務 (9) 安佐南工場破碎施設ごみ計量その他業務 (10) し尿収集運搬業務 (11) 液状一般廃棄物処理手数料徴収事務及び過誤納金還付に係る支出事務委託 (12) し尿中継運搬業務 (13) し尿等投入施設搬入監視等業務 ※詳細はそれぞれ別添仕様書に示されている。

<b>理由</b>	<p>1. 随意契約の根拠規定等</p> <p>本業務は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条の2の規定に基づく一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る業務であるため、その委託は「公法上の契約」とされている。そのため、地方自治法第234条の規定が適用されず、契約方法（一般競争入札、指名競争入札、随意契約）の選択は、市町村の裁量に委ねられている。</p> <p>2. 随意契約によることとする理由</p> <p>(1) (財)広島市都市整備公社は、「広島市の計画に即して、市行政との有機的連携の下に、都市の開発整備、各種都市施設の建設管理、生活環境の保全等の事業を行い、もって市民福祉の増進と、広島市の発展に資すること」を設立目的とした公益法人である。</p> <p>一方、委託する業務は、廃棄物の収集・運搬及び処分並びにこれに付随する一般廃棄物処理手数料徴収事務等であり、いずれも市民生活の環境保持に係る公共性の高い業務である。</p> <p>このため、これらの業務は、同公社に委託することが適当である。また、同公社の環境事業部門（元環境事業公社）はし尿収集体制の合理化を目的に設立したという経緯もあり、本市の業務の効率化にも資する。</p> <p>(2) 同公社は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第4条の規定により、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合に必要とされる基準（人員、財政的基礎など）を充足している。</p> <p>以上のことから、同公社に随意契約により委託するものである。</p>
-----------	---

※出所「随意契約とする理由書」から抜粋

一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る業務の契約については、「公法上の契約」であり、地方自治法第234条の規定は適用されないとされている。市は、同条を準用して本業務に関する事務を行っている。

市では、地方自治法の契約事務に関して、市契約規則を制定している。市契約規則では、一般競争入札に付するとき又は随意契約をしようとするときには、いずれもあらかじめ予定価格を定めるものと規定されている。また、「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする。」と規定されている。

#### 【広島市契約規則における予定価格に関する規定】

<p>(予定価格の作成)</p> <p>第15条 一般競争入札に付するときは、その入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によつて予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に備えなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長が入札執行前に予定価格を公表する必要があると認める場合は、その予定価格を記載した書面を封書にしないものとする。</p> <p>(予定価格の決定方法)</p> <p>第16条 予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定めるものとする。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。</p> <p>2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする。</p>
--

(随意契約の予定価格の決定)

第 23 条 随意契約をしようとするときは、あらかじめ、第 16 条の規定に準じて予定価格を定めるものとする。

※出所「広島市契約規則」から抜粋

なお、市は、普通ごみ収集運搬業務について、本団体とは別に、一般競争入札で民間企業にも業務委託している。

普通ごみ収集業務について、本団体委託分及び民間企業委託分の平成 24 年度の予定価格、収集量及び予定価格を収集量で除した単価は次のとおりである。

**【本団体委託分及び民間企業委託分における予定価格等（普通ごみ収集）】（税抜き）**

区分	予定価格（千円）	収集量（トン）	単価（千円/トン）
本団体	119,944	3,585	33.4
本団体以外の民間企業	1,198,279	85,783	13.9

注 1) 予定価格は「広島市調達情報公開システム」から抜粋

注 2) 収集量は「普通ごみ収集業務委託（可燃、ペット、リブラ）」（市所管部署作成）から抜粋

注 3) 単価は予定価格を収集量で除して監査人が試算（民間企業分は加重平均である。）

※出所「市資料」を基に監査人作成

予定価格を収集量 1 トン当たりで比較すると、本団体委託分が、一般競争入札による民間企業委託分の約 2.4 倍となっている。なお、本団体委託分の委託料は、精算時には 116,153 千円となっており、約 2.3 倍となる。

市によると、「予定価格は、本団体委託分、民間企業委託分とも必要な経費を積み上げて設定している。そして、本団体はこの業務に従事している者の人件費は、この委託料で全て賄う必要がある。また、本団体委託分には、業務効率の悪い似島等がある。こうしたことが積み重なり、このような乖離となっている。」とのことである。

なお、民間企業委託分については、一般競争入札の結果、予定価格を大幅に下回り、最低制限価格を僅かに超える水準で落札されている業務が多く、厳しい受注競争がうかがえる。本団体に対する委託は、予定価格と同額での契約であるため、最終的な委託料における単価の乖離はさらに大きくなっている。

市は、し尿収集運搬業務についても、本団体とは別に、民間企業にも業務委託している。本団体委託分及び民間企業委託分の平成 24 年度の予定価格、収集量及び予定価格を収集量で除した単価は次のとおりである。

**【本団体委託分及び民間企業委託分における予定価格等（し尿収集）】（税抜き）**

区分	予定価格（千円）	収集量（kl）	単価（千円/kl）
本団体	117,168	2,809	41.7
本団体以外の民間企業	501,500	26,847	18.7

※出所「市作成資料」を基に監査人作成

予定価格を収集量 1kl 当たりで比較すると、本団体委託分が、民間企業委託分の約 2.2 倍となっている。

市によると、「予定価格は、本団体委託分、民間企業委託分とも必要な経費を積み上げて設定している。し尿収集運搬業務についても、本団体と民間との間で、普通ごみの収集委託業務と同様の違いがあるので、このような乖離となっている。」とのことである。

なお、し尿収集に係る民間企業委託分については、区域ごとに各業者に特命随意契約で委託している。

#### 【課題】

特命随意契約により委託する場合、特定の1者からの見積書だけで契約額が決定することから、競争性が働かず、結果として契約金額が高くなる可能性がある。

本団体に対する委託料の契約額＝予定価格は、予算要求時において、市財政局の査定を受けた金額となっている。

すなわち、予定価格を適切に算定するためには、予算編成時において、業務に最低限必要な経費を適切に見積り、その内容を精査することが必要である。

そこで、予算要求資料を閲覧したところ、ごみ収集及びし尿収集とも、積算根拠となる人件費中、「技能手当」が積算されていた。

この手当は、本団体職員の給与に関する規程に次のとおり規定されている。

#### 【本団体における技能手当に関する規定】

(技能手当)

第6条の2 自動車運転手及び船舶機関士には、月額12,200円の技能手当を支給する。ただし、勤務した日数がその月について16日に満たない場合は、16日を基礎とする日割計算により算出した額を支給する。

2 技能手当の支給については、特殊勤務手当の支給の例による。

※出所「一般財団法人広島市都市整備公社職員の給与に関する規程」から抜粋

なお、し尿収集運搬業務に係る民間業者委託分の設計資料を閲覧したところ、技能手当は積算根拠に入っていないかった。(本団体分には計上されている。)

市には、同種の手当として特殊勤務手当があるが、月額7,900円となっている。

市によると、「市の手当は、自動車運転手の中でのごみ収集車運転業務と他の公用車運転業務の困難度等の違いに着目して支給しており、一方、本団体の技能手当は、作業員と運転手の業務の困難度等の違いに着目して支給している。これら2つの手当は、別の手当であり額も異なっている。また、し尿収集運搬業務に係る民間業者委託分の積算上この手当が入っていないのは、民間では、市と異なり基本給に自動車運転手と作業員に差があるのが一般的であるため。」とのことである。

さらに、本業務に係る本団体の予算差引簿を閲覧したところ、予算要求資料には記載がない、カラーテレビ、電気ポット、コーヒーマーカー、電子レンジ、電気魔法瓶等の電化製品やミネラルウォーター(6本入り40箱)等の消耗品の購入が見受けられた。

市によると、「カラーテレビ、電気ポット等の電化製品の更新(買換え)等は、予算要求時にあらかじめ見積ることはせず、故障等で買換え等が必要となったときに、備品又は消耗品の購入費の中で対応している。

ミネラルウォーターは、宇津し尿中継地の周辺に民家がなく水道施設が敷設されておらず、また、井戸水の水質が悪く保健所から飲料不可とされているので、やむを得ず勤務する8人（平成25年1月からは3人）の職員用として購入している。」とのことである。

本業務に係る市委託契約約款には、業務を実施するための費用を負担、すなわち委託料として市が支払うことについて、次のとおり規定されている。

**【本業務に係る経費等の負担に関する規定】**（下線部分は監査人が付加）

（経費等の負担）

第3条 甲（市）は、次の費用を負担するものとする。

- (1) 業務のうち、「玖谷埋立地埋立処分その他業務」、「安佐南工場破碎施設ごみ計量その他業務」を実施するために必要な施設等維持管理費
  - (2) 前号に規定する業務以外の業務を実施するために必要な施設の補修のうち、1件につき100万円以上要するもの
  - (3) 業務のうち、「玖谷埋立地埋立処分その他業務」を実施するために必要な電気料・ガス料及び水道料、「広島市西部リサイクルプラザ及び広島市北部資源選別センターごみ計量その他業務」（ただし、広島市西部リサイクルプラザに係る部分を除く。）、「安佐南工場破碎施設ごみ計量その他業務」、「し尿等投入施設搬入監視等業務」を実施するために必要な電気料及び水道料
- 2 乙（本団体）は、前項各号に規定する費用を除き、業務を実施するために必要な費用を負担するものとする。

※出所「広島市委託契約約款」から抜粋

しかし、電気ポット等の電化製品は、来客対応等に使用されており、委託業務に直接要する経費というよりも、団体の運営に要する経費であり、委託業務の経費とすることは適切ではないと考える。

市契約規則では、「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする。」と規定されている。

したがって、この市契約規則を準用している本業務についても、予定価格の設定に当たっては、取引の実例価といえる、実際に業務に要した経費の状況を考慮しなければならないと考える。

**【改善案】**

人件費に関して、事情等を考慮し、実際に本団体が要する費用により算定することもやむを得ないと考える。しかし、その場合でも、民間企業委託分における厳しい受注競争等を踏まえ、本団体委託分についても、人件費に関して更なる節減ができないか本団体と協議の上、検討することが望まれる。

物件費に関して、民間企業委託分における状況等を踏まえ、本団体に対して、経費節減の努力を促すことについて検討することが望ましい。

また、委託業務の完了後に、市は業務に要した費用が、真に必要な最小限の経費であるか適切に検査することが望まれる。検査の結果、委託業務に直接必要な経費と認められない場合は、精算することが望ましい。